

令和8年度DX協働モデル事例創出プロジェクト実施業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度DX協働モデル事例創出プロジェクト実施業務（以下「本業務」という。）

2 目的

DXに着手する事業者を増加させるため、同地域や同業種等の小規模事業者等が連携してDXに取り組むための枠組みを構築し、DX協働モデルを創出する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 取組概要

(1) 現状

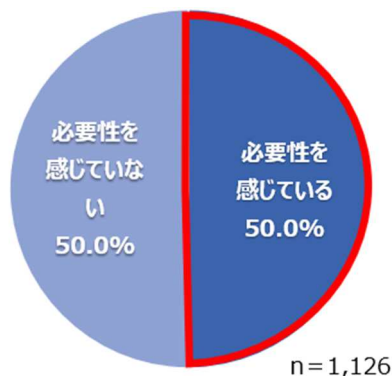
広島県では、令和4年に策定した「広島県DX加速プラン」に基づき、全県的なDXの推進に向けた取組を行っている。

こうした中、県が行ったDXに関する実態調査によると、県内の民間事業者（以下「事業者」という。）の約5割は、「デジタル技術活用を含むビジネス変革（以下「DX」という。）」の必要性を感じているものの、実際に取り組んでいるのは約3割にとどまっている。

特に、従業員規模が小さくなるほど、必要性を感じている割合や取り組んでいる割合が少なくなっている。また、DXの第1段階であるデジタイゼーションにすら取り組めていない事業者の割合が高くなっている。

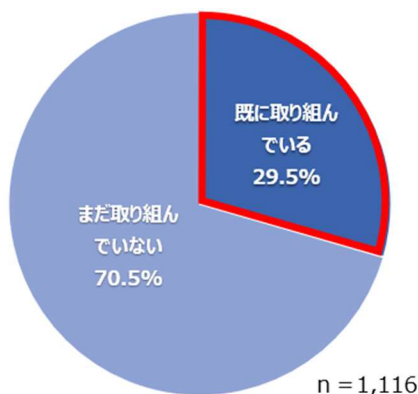
《参考：広島県（令和7年）「DXに関する実態調査」》

◆デジタル技術活用を含むビジネス変革の必要性



	R7年度従業員規模別割合			R7年度全体割合
	10人未満	10~100人未満	100人以上	
必要性を感じている	44.8%	73.6%	94.6%	50.0%
必要性を感じていない	55.2%	26.4%	5.4%	50.0%

◆デジタル技術活用を含むビジネス変革の取組状況



	R7年度従業員規模別割合			R7年度全体割合
	10人未満	10~100人未満	100人以上	
既に取り組んでいる	24.8%	50.1%	73.0%	29.5%
まだ取り組んでいない	75.2%	49.9%	27.0%	70.5%

◆DXの取組段階

	R7年度従業員規模別割合			R7年度 全体割合
	10人未満	10～100 人未満	100人 以上	
【第1段階】デジタイゼーション	31.7%	49.9%	52.9%	34.9%
【第2段階】デジタライゼーション	5.8%	13.5%	29.4%	7.3%
【第3段階】DX	4.0%	3.5%	3.6%	3.9%
まだ取り組めていない	58.5%	33.1%	14.0%	53.9%

n = 1,108

(2) 課題認識

DXに取り組む事業者を面的に拡大するためには、事業者の大部分を占める中小企業のうち、特に小規模事業者がDXに着手する必要がある。一方で、小規模事業者の多くは、DXに取り組む上で人材、予算、ノウハウの面で課題を抱えており、こうした課題を効果的に解決する後押しが不可欠である。

(3) 本業務における取組方針

小規模事業者などの事業者（以下「小規模事業者等」という。）が連携し、限られたリソースを相互に有効活用しながらDXに取り組める枠組みを試行的に構築することによって、その有効性や課題等を検証し、本格的な展開につなげていく。

5 業務内容

受託者は、本業務の目的を達成するため、次の事項に関する業務を行う。業務内容の詳細については、企画提案の内容を基に県と協議の上、決定する。

(1) 課題やニーズの把握とテーマ設定

- ・ 同地域や同業種等の小規模事業者等が連携してDXに取り組むための枠組みの構築に向けて、商工団体、金融機関、業界団体等の支援機関と連携するなどし、小規模事業者等のニーズや課題を把握すること。
- ・ 把握したニーズや課題を踏まえ、令和7年度に試行したテーマを含め、本業務で取り組むテーマを3個以上設定すること。
- ・ 新規テーマについては、本年度を試行フェーズとして、次年度以降、本格展開フェーズへ移行することを想定している。このため、設定テーマについては、より多くの小規模事業者等の課題解決に資するものや、既にDXに取り組んでいる小規模事業者等の取組を更に推し進めるものなどとし、あらかじめ県と協議の上、決定すること。
- ・ なお、令和7年度に試行したテーマに取り組む場合においては、課題の再整理を含め、更に検証を進めていく、又は本格展開をしていくものとする。

(2) 参加事業者の確保と参加申込の受付

- ・ テーマごとに、参加する小規模事業者等（以下「参加事業者」という。）10社以上を目安に募集すること。
- ・ 参加希望事業者がインターネット経由で申込みができるサイト（申込フォーム）を構築し、参加申込み等の受付、参加者の情報管理（キャンセル、変更等を含む。）、電話等による問

合せ対応等を行うこと。また、構築したサイトを利用できない参加事業者が電子メール等で申込み等ができるようにすること。なお、サイト構築に当たっては、I S M A P 運営委員会が提示している I S M A P クラウドサービスリストに掲載されているクラウドサービス（GoogleForms 等）、または I S M A P クラウドサービスリストに掲載されているクラウドストレージ（AWS 等）で参加者の情報管理が可能なサービスを利用すること。

- ・ 収集した申込情報を適切に管理するとともに、県から求められた場合は、速やかに電子データで提供すること。

（３） 共通課題の整理及び課題解決に向けたプロジェクトの組成と支援

- ・ テーマごとに参加事業者が抱える課題の深掘り等を行い、共通課題を整理すること。
- ・ 整理した共有課題を解決する協働プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を組成し、必要な支援を行うこと。プロジェクトごとの支援内容は、あらかじめ目標（定量と定性の両面）やマイルストーン等を明確にし、県と協議の上、決定すること。また、5（５）イに基づき、進捗状況を定期的に県に報告すること。
- ・ プロジェクトの実施に当たっては、商工団体、金融機関、業界団体等の支援機関や、I Tベンダーやスタートアップ企業などの外部専門家を有効活用すること。

（４） 実施報告書の作成

- ・ 受託者は、各プロジェクトでの支援状況や成果や課題に加えて、次年度以降の展開に向けた考察等についてまとめた報告書を作成し、県に提出すること。また、各プロジェクトを紹介する機会を捉え周知などの対応をすること。

（５） その他

ア 業務実施計画書の作成

- ・ 業務の実施に当たっては、実施体制や委託期間の業務スケジュール（週単位）及びマイルストーン等を明記した業務実施計画書を作成し、契約締結後速やかに県の合意を得ること。なお、合意を得た内容について、修正する必要がある場合には、速やかに県に報告すること。

イ 定期的な進捗報告の実施

- ・ 受託者は、原則として、週1回程度業務の進捗状況（プロジェクトの実施状況やマイルストーンの進捗状況など）を県へ報告（様式は自由）するとともに、県と月1回程度の定期的な打合せを行うものとする（原則オンラインでの開催を想定）。なお、突発的な事象が発生した場合などは、県の求めに応じて、速やかに打合せを行うこと。
- ・ 受託者は、県との打合せ結果を記録にまとめ、速やかに（原則、打合せ実施日の翌開庁日以内）県に提出すること。

ウ ランディングページの作成

- ・ 広島県DX推進コミュニティサイト (<https://hiroshima-dx.jp/>) 上にて、本業務のランディングページを構築すること。なお、広島県DX推進コミュニティサイトは、株式会社ディーエスブランドのCMS「おりこうブログA I」を使用しており、構築の際には、「おりこうブログA I」の編集アカウントを付与する（「おりこうブログA I」のサイト利用料は県が負担しているため、委託料に含める必要はない。）。
- ・ ランディングページは、本業務に関する進捗状況や結果をあらかじめ県の承諾を得た上で随時更新すること。

6 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、各人員の業務所掌範囲について明示すること。

7 成果物の提出

受託者は、次に掲げるものを基準として、県と協議の上、本業務の成果物を提出する。なお、提出形式は全て電子媒体とする。

成果物	納期
業務実施計画書	契約締結後速やかに
業務進捗状況報告	週 1 回程度
参加事業者からの相談内容及び対応状況報告書	月 1 回以上
プロジェクト実施結果の紹介記事	別途県が指示
プロジェクト実施報告書	別途県が指示
その他、本業務で作成した資料(仕様書に定めるもの以外は別途県が指示)	別途県が指示

8 著作権の帰属

- (1) 本業務の全ての成果物に係る著作権、所有権その他の権利は県に帰属し、受託者は、県が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) また、県は、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果物の使用(加工を含む。)を許諾できるものとする。
- (3) 本業務の作成に必要な許諾取得は受託者で行うものとする。

9 再委託等の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託(二以上の段階にわたる委託及び受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)への委託を含む。以下「再委託等」という。)をすることは認めない。ただし、特段の事情があり委託業務の一部の再委託等をしようとする場合は、次の点を明確にして、あらかじめ県の承諾を得ること。
 - ア 再委託等をする業務の範囲及び金額
 - イ 再委託等をする合理性及び必要性
 - ウ 再委託等相手の相手方の概要及びその体制(業務履行能力)と責任者
 - エ 再委託等業務の運営管理方法
- (2) 本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をの再委託等をする事はできない。また、本業務の契約金額に占める再委託等金額の割合は、2分の1未満でなければならない。
- (3) 再委託等の相手方に対して、業務委託契約約款、機密情報取扱特記事項、情報セキュリティに関する特記事項及び受託者向け情報セキュリティ遵守事項に記載する事項を遵守させること。再委託等の相手方の行為については、受託者が再委託等の相手方と連帯してその責任を負うこと。

10 留意事項

- (1) 業務の実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分に行い円滑な業務実施に努めること。また、本業務の支障がない範囲で、県が行う他事業との連携を図ること。
- (2) 本業務により知り得た情報は適切に管理するとともに、第三者へ漏らさないこと。

- (3) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、仕様の変更可能な限り応じること。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者の協議により定めるものとする。